

現況調査で在籍園に就労証明書を提出する方は、提出前に必ず以下①～⑭の項目に記載もれ等がないか確認してください。記載もれ等がある場合は再提出が必要となります。

なお、記載もれ等に気づいた場合は、作成した勤務先等に連絡して再度、記載もれ等が無い状態のものをもらい、在籍園に提出してください。

●証明日について

		確認用	
		父	母
①	就労証明書右上の証明日に記載がありますか？		
②	記載された証明日は令和7年9月1日以降ですか？ ※原則、令和7年8月31日以前のは使えません。ただし、最近就労証明書を提出しており、再取得に1か月以上時間がかかる等の理由がある場合は、最近提出されたもの（証明日が令和7年8月1日以降のものに限る）の写しで可とする場合があります。該当する方は、在籍園へお問い合わせください。		

●雇用（予定）期間等について

		父	母
③	就労証明書No.3「無期」又は「有期」いずれかにチェックがありますか？		
④	「無期」の場合は、雇用開始日の記載がありますか？		
⑤	「有期」の場合は、雇用開始日及び雇用終了日の記載がありますか？		
⑥	「有期」の場合は、就労証明書No.14 満了後の更新の有無で「有」「有（予定）」「無」「未定」のいずれかにチェックがありますか？		

●就労時間について

		父	母
⑦	就労証明書No.6 合計時間が、月間64時間（休憩時間を除く）を超えていますか？		
⑧	就労日数（「月間」又は「週間」）の記載がありますか？		
⑨	1日当たりの就労時間×就労日数（月間）で算出した合計時間と、記載された合計時間にズレはありませんか？ 例）1日当たりの就労時間8時間×就労日数20日（月間）＝160時間なのに記載された合計時間は150時間になっている等		
⑩	就労時間（シフト含む）の時間帯と現在認定を受けている必要量（標準時間 or 短時間）に整合性はありますか？ ※朝8時30分以降に預け、夕方16時30分までに迎えに行ける場合は短時間認定となります。ただし、就労時間帯が朝9時から夕方16時までの場合で、通勤時間等を考慮すると短時間認定では送迎が間に合わないという方については、標準時間認定でOKです。		

●就労実績について

		父	母
⑪	就労証明書No.7 就労実績は3か月分記載されていますか？ ※最近入社したため実績がない場合でも、見込みで記入が必要です。		
⑫	3か月のうち、1か月でも就労実績が月間64時間以上となっていますか？ ※3か月とも月間64時間に満たない場合は、保育理由が「就労」と認められません。別の保育理由へ変更が必要となります。		

●育児休業を取得中の場合について

		父	母
⑬	就労証明書No.9 育児休業期間に記載がありますか？		

●保護者記載欄について

		父	母
⑭	就労証明書No.19 児童名・生年月日・施設名に記載がありますか？ ※保護者の方が記載するところです。記載後、在籍園へ提出してください。		